



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3044 号 2016.5.27 発行

認知症の行方不明、発見遅れで生存率低下 5日以降ゼロ 朝日新聞 2016年5月26日

認知症による徘徊（はいかい）で行方不明になった高齢者は、発見に時間がかかれば生存率が著しく低下していく傾向が明らかになった。当日中に見つければ8割以上が生存しているため、地域ぐるみの早期発見の体制づくりが求められそうだ。

調査は桜美林大老年学総合研究所の鈴木隆雄所長らが厚生労働省から研究費を受けて実施。2013年度中に認知症が疑われる状況で警察に行方不明者届が出された1万322人のうち、死亡した388人を含む776人の家族に調査票を郵送し、全項目で回答のあった204人分を分析した。

発見されたのが行方不明になった当日なら82・5%が生存していたが、翌日ならその日に発見された人の63・8%、3～4日目は計21・4%と低下。5日目以降の生存者はいなかった。亡くなった人の4割以上が程度の軽い認知症で、研究班は「軽度だからという先入観を持ってはならない」と警告している。

徘徊中の高齢者の発見者は、家族や捜索関係者以外が半数を占めた。鈴木所長は「地域社会の協力が早期発見につながる」と話す。（水戸部六美）

四万十市の障害者施設で虐待（高知県）

高知放送 2016年5月23日

虐待の認定を受けたのは四万十市の社会福祉法人・一条協会が運営する障がい者入所施設「わかふじ寮」。「わかふじ寮」ではことし4月、宿直をしていた20代の男性職員が入所していた土佐清水市出身の知的障がいのある20代の男性の左腕を叩いた疑いがあった。施設や外部から報告を受けた県が土佐清水市に連絡し、土佐清水市は今年2月4日に立ち入り調査を行った。その結果、男性職員と入所していた男性がそれぞれ「叩いた」ことや「叩かれた」ことを認め、男性の左腕にアザがあったことから土佐清水市は今回の件を「身体的虐待」にあたりと認定しきょう付けで施設に報告した。「わかふじ寮」を運営する一条協会は「今回の結果を受けて職員教育が不足していたことを痛感している。本当に申し訳ない。教育を徹底し、再発防止につとめていく」とコメントしている。

福祉目線マップ好評 福津の障害者グループ作成【福岡県】

西日本新聞 2016年05月27日

完成した福祉マップを手に笑顔の利用者、スタッフたち



福津市の障害者デイサービスの利用者グループが、市内の観光施設や飲食店のバリアフリー度を調査し、福祉マップを作成した。スロープやトイレの手すりの設置状況のほか、おむつ交換場所の有無なども分かり、障害者

だけでなく子育て世代にも好評という。調査をしたメンバーは「設備が十分でなくても、『できることはありますか』と声をかけてくれる雰囲気うれしかった」と話す。

障害のある人や高齢者、育児世代が「店に迷惑をかけないか」という不安をもたずに出かけられるようにと発案。ふくとびあ障害福祉サービスセンター（同市手光南）に通う17人とスタッフが1年かけて完成させた。まず障害者の家族に「どんな情報を載せてほしいか」と事前調査。トイレやスロープなど補助設備の情報のほか、手助けしてもらえぬ雰囲気なのかを気にかけていることが分かった。

回答をもとに、店へのアンケートを作成。補助設備の有無のほか、扉の開閉を手伝ってもらえるか、肉や魚など噛みにくいものを小さく切って料理してもらえるかなど3ページにも及んだ。何軒かは実際に出向いて調査した。中村愛樹さん（35）は「スロープがなくても段差で声かけをしてくれるなど、また来たいと思える店があった」。多忙を理由に調査を断られたこともあった。「本音を言ってもらえて逆にありがたかった。集計や入力は大変だったが、今まで見えなかったことが分かった」とリーダーの岩本克也さん（54）は話す。

作成には福津市観光協会前事務局長の嶋立久人さん（38）が全面的に携わった。「観光協会会員のレベルアップのためにも、福祉目線からもっと訴えかけてもいいと思った。この街ならではのマップを作る過程で、いろんな人を巻き込むことができた」と振り返った。

マップは無料で、観光協会や福祉施設などに置く。

障害者の商品 魅力アップ…神戸

朝日新聞 2016年05月27日



P a t c h が開発した革製ペンケース

◇デザイナーや作家らと連携

神戸市内の四つの障害福祉サービス事業所が、デザイナーや作家らと連携して新たな商品を開発した。専門家の手助けで商品力を高め、障害者の収入を少しでも増やして自立を後押しする狙いがあり、市が補助した。27日から、市役所2号館1階（中央区）にある「神戸ふれあい工房」で、新商品の展示と一

部販売を始める。（上野綾香）

新商品開発は、2014年度から始まった。専門家と共同で取り組む事業所に対し、市が制作費や材料費などで50万円を上限に補助。初年度は補助金を活用した6事業所が、手染めのかばんやマグカップを作ったところ、セレクトショップから注文が入るなど、販路が広がったという。

フェルト素材のワンピース

今回は、昨年度に取り組んだ事業所の商品。兵庫区の作業所「P a t c h（パッチ）」（20人）は、革製品の小物作家やグラフィックデザイナーと、革製ペンケースを作った。和の雰囲気を漂わせる扇の形状で、ペン1本1本を収納して「優しく包む」ため、贈り物にも適した品となった。

垂水区の「神戸光生園」（90人）は、作っているみその活用を広げようと、料理研究者らと、パスタや蒸しパンなど8品目のレシピを考案。本にまとめ、秋のみそ販売に合わせ本も販売していく予定だという。

須磨区の「友が丘作業所」（15人）は、既存の焼き菓子商品のブランド化を図ろうと、デザイナーの案で社会福祉法人名「クローバーの会」の頭文字「C」を入れた洗練されたパッケージに。東灘区の「たんぼぼ」（20人）はフェルト作家とともに、体になじむフェルト素材のワンピースやスカートなどを完成させた。

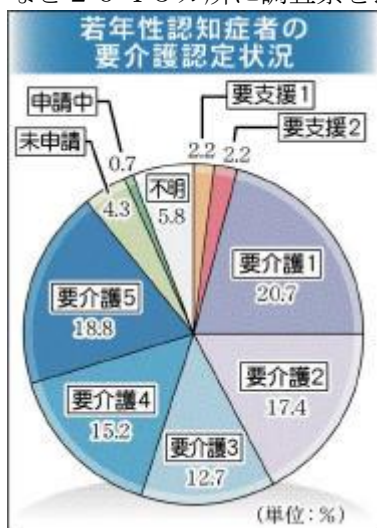


市によると、売り上げから必要経費を差し引いて障害者1人が受け取る工賃は、企業などへの就労が困難な人が働く「就労継続支援B型事業所」の場合、2014年度の県の平均月額が1万3608円、全国が1万4838円。神戸市は1万2158円にとどまるため、市は今年3月、20年度までに1万5000円へ増やすことを目標に掲げた計画を策定した。

市の担当者は「障害福祉サービス事業所でも、一般の商品にひけをとらないものづくりが出来ていることを知ってほしい」と話している。神戸ふれあい工房（078・334・2011）は平日の午前9時～午後6時。

<若年性認知症>宮城291人 生活に不安感 河北新報 2016年5月27日

65歳未満で発症した若年性認知症の人は、宮城県内に少なくとも291人（2015年12月時点）いることが、県が初めて行った実態把握調査で分かった。病が原因で退職を余儀なくされたり、介護が必要となっても受け入れてもらえる施設や事業所が限られたりして、本人と家族は大きな不安や経済的負担を抱えていた。関係機関が連携し、早い段階から情報提供と支援に当たる必要性が明らかになった。調査は15年11月～今年2月、2段階で実施。若年性認知症者が受診、利用する可能性のある医療、介護、福祉施設など2645カ所に調査票を送った（回収率53.1%）。さらに利用者がいた関係機関を通じ、調査協力を得られた本人と家族に生活課題や求める支援を尋ねた。



291人の平均年齢は60.24歳で、最年少は41歳。日常生活に支障がある人が9割で、1人暮らしが困難な状況がうかがえた。14年度は通所介護事業所、居宅介護支援事業所を中心に191カ所を利用。居宅介護支援事業所は車の運転や就労の継続など、在宅生活を送るための相談を多く受けていた。

介護保険サービスを提供する事業所約1000カ所からの回答によると、若年性認知症者を実際に受け入れたことがあるのは2割弱、受け入れ態勢が整っているのは3割だった。

受け入れる意向がある事業所は半数を超えているものの人手が足りず、高齢者より体力のある若年性認知症者への個別対応や、トイレ、入浴時の同性介護ができないジレン

マに陥っていた。

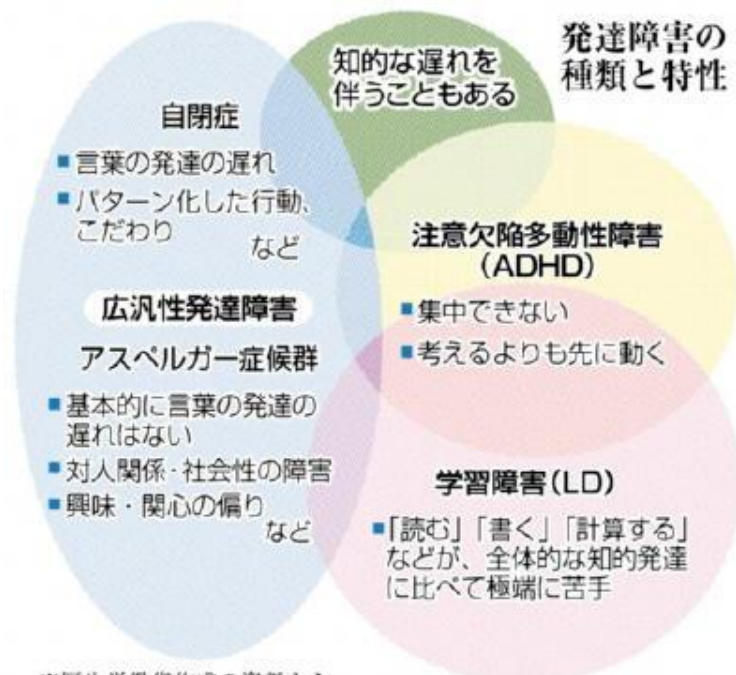
2次調査には27人が答えた。発症前と同じ職場で働いていたのは1人で、11人は発症後に退職していた。障害基礎年金などの受給や精神保健福祉手帳取得など、経済的な支援につながる制度の利用率はいずれも5割以下だった。「制度や窓口が分からない」という回答も多かった。

認知症はうつ病などとの見分けが難しく、初診から確定診断まで平均1年半、2年以上かかった人も7人いた。その間の支援はなく、職場でのトラブルから結果的に退職へ追い込まれたケースもあった。病気が疑われた段階から、不安を受け止める支援の在り方が求められている。

厚生労働省の推計に基づき人口比で算出すると、宮城県内の若年性認知症者は600～700人で、関係機関につながっていない人は多いとみられている。

県は調査結果を基に、若年性認知症者が利用できる相談窓口や、受け入れ態勢が整っている施設、事業所の一覧を冊子にまとめた。市町村や地域包括支援センターに配布する。

発達障害、支援を充実 改正法成立 学校で個別指導、雇用確保



※厚生労働省作成の資料から

「社会的障壁」を取り除く必要があるとした。

教育面では、発達障害がある子どもが他の子どもと一緒に教育を受けられるように配慮。学校側が目標や取り組みを定めた個別の計画を作成し、いじめ防止対策や、福祉機関との連携も進めるとした。

就労面では、国や都道府県が働く機会の確保に加え、職場への定着を支援するよう規定。事業主に対し、働く人の能力を適切に評価し、特性に応じた雇用管理をするよう求めた。

このほか（１）刑事事件などの取り調べや裁判で不利にならないように、意思疎通の手段を確保（２）都道府県や政令指定都市に関係機関による協議会を設置—も盛り込んだ。

支援法は発達障害の早期発見や学校教育、就労などで、国や地方自治体の基本的な責務を定めた。その後、障害者権利条約の批准などがあり、超党派の議員連盟が法改正を検討してきた。

■ズーム 発達障害

自閉症やアスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの総称。他人との意思疎通が苦手だったり、物事を計画的に進められなかったりすることがあるが、人によって状態が違う。脳機能の障害が原因とされるが詳しいメカニズムは分かっていない。2012年の文部科学省調査では、全国の通常学級に通う小中学生の6・5%が発達障害の可能性があると推計された。幼少期に症状が現れるため、早期の発見や支援が重要とされる。

■サイド 「障害知り、環境整えて」保護者

改正発達障害者支援法には一人一人の特性に応じた個別計画の作成など、教育の支援充実が盛り込まれた。文部科学省の調査によると、全国の通常学級に通う小中学生の6・5%が発達障害の可能性があると推計される。保護者からは「もっと障害のことを理解し、環

佐賀新聞 2016年05月26日

自閉症やアスペルガー症候群の人を支える改正発達障害者支援法が25日の参院本会議で全会一致により可決、成立した。一人一人の特性に応じ、学校で個別計画を作成したり、事業主に雇用の確保を求めたりするなど、教育、就労の支援充実が柱。関係機関が連携し、切れ目ない対応を目指す。【共同】

支援法は議員立法で2005年に施行され、改正は約10年ぶり。発達障害は見た目には分かりにくいのが、他人とのコミュニケーションが苦手といった特性がある。周囲の理解が不十分のために日常生活で困ることが多く、

改正発達障害者支援法のポイント

- 発達障害者の支援は「社会的障壁」を取り除くために行う
- 教育現場で個別指導計画の作成やいじめ防止を推進し、福祉機関と情報を共有
- 国、都道府県は就労機会の確保に加え、定着を支援。事業主は特性に応じた雇用管理に努める
- 司法手続きで意思疎通の手段を確保
- 都道府県や政令指定都市に関係機関による協議会を設置

境を整えてほしい」との声が上がっている。

東京都内の女性（38）は長男（9）が小学2年生の時に、担任教諭から突然電話を受けた。「お子さんの様子がおかしい。授業を聞いていない」。半信半疑で学校に行くと、長男は教室を歩き回り、床には持ち物が散乱。机の中もぐちゃぐちゃだった。

その後、病院で発達障害の一つ注意欠陥障害（ADD）と診断された。担任と相談し、算数や国語の授業にしばらく付き添った。「先生の話をお聞きね」。長男の隣で声を掛け続けた。

それまで知らなかった“日常”も目の当たりにした。日直が号令を掛ける「気を付け、礼」では、長男のせいで何度もやり直しになり、クラスメートから責め立てられていた。「学校に居場所がなかったんだな。もう少し早く気づいてあげられれば」

長男はやがて落ち着くようになったが、3年生に進級して担任が替わる際、診断名しか引き継がれておらず、がくぜんとした。どのような時に困るのか、どんな配慮が必要なのか伝えてもらいたかった。発達障害は見た目には分かりにくく、周囲に「何か変かな」と思われるくらいで、手を差し伸べてもらえないことが多い。「他の子と同じようにできないことを責めないで、周りがフォローしてほしい」と感じている。

新しい相続のかたち 遺言では守れない 障害がある子どもの一生 弁護士 遠藤英嗣

日本経済新聞 2016年5月27日

障害などがあり自立が難しい子が、親の死亡後にどうやって平穏な生活を維持していくかという「親なき後問題」。今回はこの問題について考えてみます。

かつては、障害がある子の親が自分の死後、支援者に子の面倒を見てもらう代わりに「私の財産を全部差し上げる」と遺言でしたためるとというのがほとんどでした。しかし今は違います。家族信託という方法があるからです。「親なき後支援信託」と呼ばれる仕組みです。

■子どもの面倒の代わりに全財産を

Sさんは83歳。知的障害がある50歳の子どもAさんを抱え、ひとりで頑張ってきました。しかし、足腰も弱りAさんの世話をすることが難しくなり、2人でY施設での生活を始めました。

Y施設では皆、2人にやさしく接してくれました。Sさんが「これ以上良い人達はいない」と思い始めたとき、Y施設側から「少しでもよいから施設に財産を残してください」という話がありました。Sさんには異存はなかったのですが、心配なのはAさんのことです。

そこで、SさんはY施設の代表者に「私の財産は全部差し上げますから、子どもの面倒を生涯みてほしい」と申し出たところ、Y施設側から「Aさんについては一生面倒をみることをお約束します」という心強い返事がありました。Y施設の代表者の勧めもあり、Sさんはその内容を公正証書遺言にすることにし、最寄りの公証役場を訪ねました。

このような内容の遺言は、かつてはよく作成されていました。しかしこの種の遺言は、命を預けている医師に「すべての財産を遺贈するので、しっかり治療を頼みます」という内容と同じです。

法的に作成可能ではありますが、道義性や倫理性という観点からいえばいかがなものかという考えもあるのです。つまり、弱い立場である入所者に施設が遺贈のお願いをした場合に、入所者が断りづらい状況であること、また、妥当な報酬を受けてサービスを提供している施設が正規の報酬以上の金銭・物品を入所者から受けとることはサービスの公平性を欠く行為につながるのではないかという意見です。

私の場合、公証人に任官した当初は「入所施設に全財産を遺贈する」という遺言を作成したこともありましたが、次第にそういった遺言の作成依頼に対しては丁重にお断りすることが多かったと思います。

■民法で「後継ぎ遺贈」は無効

この種の遺言を作成する親の真の気持ちは「まず、遺産は子どもに相続させ、子どもの

死亡後に財産が残った場合は、「施設に遺贈したい」というものでしょう。これは、財産を受け取る人が次に誰にそれを渡すのかを最初の遺言者が定める遺言のことで、いわゆる「後継ぎ遺贈」と呼ばれるものです。実は、これは民法では認められていません。

公証人がこのような遺言の作成を依頼された場合、無効な内容を含むものなので、公正証書では作成できないことはいまでもありません。考えられる手法の一つが「負担付遺贈」です。

遺言には「誰に何を遺贈する」というように法的に効力を持つ本文の他に、「付言事項」という文章を入れることがあります。「付言事項」とは通常、家族への感謝の気持ちや葬儀の希望など、遺言者から残された人へのメッセージが入ることが多いです。

私は公証人時代、付言事項については効果がないものとみていました。相続人にとっては聞き流してしまうような内容のものも多かったですし、読み方によっては本文と整合性が取れなくなり、相続人同士の争いのもとになることがあったからです。

Sさんから遺言公正証書の依頼を受けたN公証人の事例を紹介しましょう。

N公証人はSさんからの依頼を受けましたが、「後継ぎ遺贈の遺言は作成できない」と断った上で、遺言の本文には「全ての遺産をY施設に遺贈する」と書き、付言事項に「受遺者Yは遺言者の子につき一生涯その生活の面倒をみること」としたためました。

専門家や金融機関の遺言担当者の中には「付言事項は残された人の心に残る大事な言葉です」と強調したり、その重要性を訴えたりする人も少なくありません。N公証人も付言事項をもって足りると考え、このような遺言公正証書を作成しました。

しかしこれは、後に問題視される対応でした。

■法的効力を持たない遺言

遺言で「負担付」の部分の付言事項で記載しても、それは法的な効力を持たないからです。

N公証人の遺言公正証書は、相続人から無効を主張される可能性が高いでしょう。現に、同種の遺言公正証書が「錯誤」を理由に無効になった例もあります(2015年3月23日さいたま地裁熊谷支部判決、控訴後和解)。

「負担付」の部分は当然、付言事項ではなく遺言の本文に書くべきものです。一般には、「遺言者は次の負担を付して遺言者の有する一切の財産をY施設に遺贈する。」「(負担の内容) Y施設は遺言者の長子Aの一生涯の生活を面倒見ること」と記載されることとなります。しかし、「負担付」の部分が本文に記載されたとしても、私はいつも「記載された負担は本当に履行してもらえるのだろうか?」と心配をしていました。

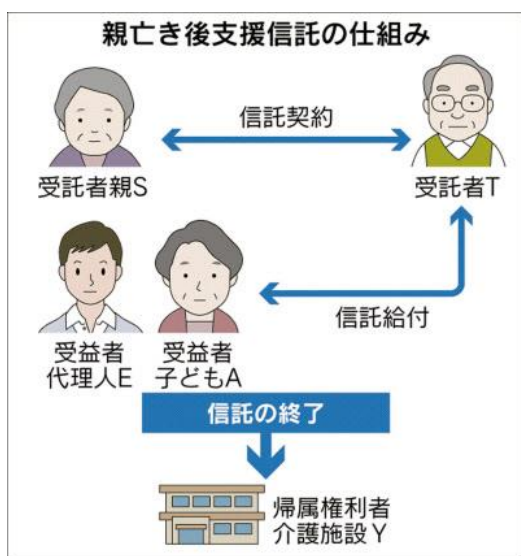
よくあるのはこのようなケースです。父親が「長男には自宅及び金融資産を他の相続人より余分に相続させる。その負担として、相続させる自宅に遺言者の妻を住まわせ、生涯生活の支援を行うことを義務付ける」という内容の遺言を作成するケースです。

長男はしばらくは母親の面倒は見ると、そのうち生活の支援をやめて母親を他の弟妹に引き取らせ、義務を履行しないという例があります。負担付遺贈によって受遺者(相続人)が負担した義務を履行しない場合、他の相続人は、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がない場合は、その負担付遺贈にかかる遺言の取り消しを家庭裁判所に対して請求することができます。しかし、こういうケースでは「母親が同居を拒んで家を出たから履行不能なのであって義務違反はない」と主張することが多いのです。

説明をもとに戻します。仮にSさんが遺言で「受遺者Yは遺言者の子Aにつき一生涯その生活の面倒をみること」と書いたとしても、私はこの書き方では「負担の内容」が曖昧ではないかと思えます。

「一生涯その生活の面倒をみること」という遺言では、Aさんの支援の具体的内容について何一つ書かれていません。よくある例として紹介した、受遺者である長男とその母親の場合であれば、親子である両者間には当然扶養義務の履行という法的な支援内容が浮かびます。しかし、子どもAさんとY施設の場合はそういった義務は想定されていないのではないのでしょうか。

しかも、最も大事な負担の「実行性の担保」がまったくありません。障害があるAさんには、Y施設が義務を履行するかどうか監視する能力はないのです。



■義務の履行を代理人が監視

家族信託は違います。信託条項の中に、これらの大事なことが全て網羅され、Aさんの支援を確実にすることができます。

最初に、信託の目的として、「Aの一生涯の幸福な生活と最善の福祉を確保する」と定めます。最終的にY施設に渡すことになる財産ですが、まずはしっかりAさんのために使うことをうたいます。

確かな第三者にSさんの財産を信託譲渡して「金銭は銀行に信託口座を設けて移し、分別管理をする」「その中からAの生活費、医療費、施設利用費等を支払う」と定め、これが生涯継続されるようにします。そして、信託の事務を託された人が不適切な事務処理をしないよう監視監督の仕組みをも取り入れるのです。

そのために、Aさんには成年後見人だけでなく受益者代理人を指定し、受益者代理人がAさんに替わって代弁し、義務の履行を監視します。もし事務管理を託された者に不明瞭な事務処理があれば、その者の更迭もできます。

このように、保護を要する人に対して民法法理ではできないような確実な支援を実現できる制度は、家族信託だけではないでしょうか。



遠藤英嗣 (えんどう・えいし) 1971年法務省検事に就任。高松地方検察庁検事正などを歴任し、2004年に退官。05年公証人となり、15年に退官。公証人として作成した遺言公正証書は二千数百件に及ぶ。15年に公証人を退官し弁護士登録。日本成年後見法学会常務理事を務めるほか、野村資産承継研究所研究理事として税務の専門家と連携して、資産の管理・検証などを研究する。主な著書に「増補 新しい家族信託」(日本加除出版)、「高齢者を支える市民・家族による『新しい地域後見人制度』」(同)などがある。

【主張】出生率上昇 危機的状況に変わりない

産経新聞 2016年5月27日

暗い話題の多い人口問題にあって、久々の朗報とはいえる。

昨年の出生数が100万5656人となり、5年ぶりに増加に転じた。1人の女性が生涯に産む子供の推定数である合計特殊出生率も1・46へと若干の回復となった。

厚生労働省の見立てでは、平成25、26年ごろに経済が好転し、子供を持つとするとする人が増えたためだという。

だが、楽観は禁物である。むしろ、危機的状況に変わりはないと認識すべきだろう。

出産できる年齢から団塊ジュニア世代が外れ始めており、そうした女性の数が減るためだ。昨年と同じ出生率1・46だった5年の出生数は約18万人多かった。出生率が多少上向いても、女性が少なければ出生数は大きく増えない。

昨年は初産の母親の平均年齢が30・7歳と過去最高を記録し、晩産化傾向が続いている。30代以上の出産が増え、20代は減った。婚姻件数も戦後最少である。

結婚や出産は個人の選択だが、望みながらも実現できない人が大勢いる。国民の希望がかなうよう、官民を挙げて少子化問題への取り組みを急ぐべきである。

まずは第1子対策だ。日本では結婚による出産が多く、結婚支援策の強化が有効といえ

よう。少子化社会対策白書によれば、20～49歳の4割が「結婚生活にかかるお金」を心配している。雇用の安定が何より重要である。

男性は年収300万円未満で未婚者が多い傾向にある。正社員を増やし、所得を高める企業経営に期待したい。政府はこれを後押しするよう環境を整備すべきだ。

白書は、若い未婚男女の4割近くが職場に独身の異性がないという調査も紹介している。出会いのきっかけを増やすことが大切である。周囲で縁談を勧める「世話焼き」の人が、もっといてもいいのではないか。

第2子以降を諦めている人も少なくない。夫による休日の家事・育児時間が長い家庭ほど第2子以降が多いとの調査結果もある。家事参加を促すには、長時間労働の是正を進めるべきだ。政府は保育士の待遇改善に乗り出すが、使いやすい保育サービスにつながるよう工夫を重ねてもらいたい。

少子化対策に近道はない。出生数の反転を確かな流れにするためにも、個々ができるところから始めることが重要となる。

社説：対策法踏まえ憎悪表現なくせ

日本経済新聞 2016年5月27日

特定の民族などへの差別をあおる行為をなくせるか。ヘイトスピーチ（憎悪表現）対策法が成立した。罰則を設けなかったため、効果を疑問視する声もあるが、対策の土台ができたという意味で一歩前進である。大事なものは「ヘイトスピーチは許さない」という国民的な雰囲気をつくることだ。

排外的な主張を唱える団体がコリアンタウンのような場所に取り込み、「日本から出て行け」とシュプレヒコールを繰り返す。ここ数年、こうした現象が全国で起きている。在日韓国・朝鮮人への根強い差別感情に加え、韓国などとの外交摩擦が要因とみられる。

どんな理由があろうと、民族や人種の違いによる差別はあってはならない。標的にされている人々の多くは、何世代も日本で平穏に暮らしてきた。欧米のように急増する移民とのトラブルが社会問題になっているわけでもない。

対策法はヘイトスピーチをやめるように広く呼びかける内容だ。国や地方自治体ができるのは人権教育の充実などの啓発活動や、被害者の相談窓口の整備にとどまり、街宣車での連呼などを違法行為として取り締まることはしない。手ぬるいとの見方もある。

だが、力づくで抑え込もうとすれば、今度は言論の自由が損なわれかねない。施行してみても効果がなければ再考すればよい。

保護する対象は「適法に居住する日本以外の出身者とその子孫」である。野党は範囲をもっと広げるべきだと主張したが、対象が不明確だと啓発活動がしにくい。

日本人同士の差別の解消は別の立法で対処すべきだ。また、在日米軍の撤退を求める市民活動も、ヘイトスピーチとして扱うべきではない。そもそも在日米軍は日本に移り住んでいるのではない。

国連人種差別撤廃委員会は日本にヘイトスピーチの法規制を働きかけてきた。国際社会で差別国家だと思われていたともいえる。いまからでも遅くはない。日本は人権を大事にし、差別には厳格だ。そう呼ばれる国を目指したい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

